



# 熊本県公報

号外 第 5 3 号

平成 27 年 12 月 28 日(月)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 規 則

- 熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則…………… (人事課) 1

## 規 則

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則をここに公布する。  
平成 27 年 12 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第 48 号

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則

#### 目 次

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 個人番号の利用 (第 2 条—第 10 条)
- 第 3 章 特定個人情報の利用 (第 11 条・第 12 条)
- 第 4 章 雑則 (第 13 条)

#### 附 則

##### 第 1 章 総 則

##### (趣 旨)

第 1 条 この規則は、熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例 (平成 27 年熊本県条例第 57 号。以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

##### 第 2 章 個人番号の利用

(条例別表第 1 の 1 の項に規定する規則で定める事務)

第 2 条 条例別表第 1 の 1 の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律 (平成 22 年法律第 18 号) 第 2 条に規定する高等学校等 (私立のものに限る。以下「私立高等学校等」という。) における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、私立高等学校等に在学する生徒等に対して交付する就学支援金 (同法第 5 条第 1 項に規定する支給権者に支給するものを除く。) の交付を受ける資格を有することに係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(2) 前号の認定を受けた者からのその保護者等 (高等学校等就学支援金の支給に関する法律第 3 条第 2 項第 3 号に規定する保護者等をいう。次条及び第 4 条において同じ。) の収入の状況に関する事項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

(条例別表第 1 の 2 の項に規定する規則で定める事務)

第 3 条 条例別表第 1 の 2 の項に規定する規則で定める事務は、私立高等学校等 (高等学校等就学支援金の支給に関する法律第 2 条第 3 号に掲げる特別支援学校の高等部を除く。以下この条において同じ。) における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、私立高等学校等に在学する生徒等の保護者等に対して交付する奨学のたためる給付金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

(条例別表第 1 の 3 の項に規定する規則で定める事務)

第 4 条 条例別表第 1 の 3 の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する支学金の交付を受ける資格を有する生徒等に対する認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(2) 前号の認定を受けた者からのその保護者等の収入の状況に関する事項の届出の受



る法律第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。第10条において同じ。)の収入の状況に関する事項の届出に規定する保護者等を出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第9条 条例別表第1の8の項に規定する規則で定める事務は、特別支援学校への就学奨励に關する法律(昭和29年法律第144号)の趣旨に基づく特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁(同法による経費の支弁を除く。)に係る経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。

第10条 条例別表第1の9の項に規定する規則で定める事務は、高等学校等就学支援金の支給に關する法律第2条に規定する高等学校等(私立高等学校等及び同条第3号に掲げる特別支援学校の高等部を除く。以下この条において「国公立高等学校等」という。)における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もつて教育の機会均等に寄与することを目的として、国公立高等学校等に在学する生徒等の保護者等に対して交付する奨学のための給付金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に關する事務とする。

第11条 条例別表第2の1の項に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項に規定する規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条第1項の負担能力の認定に關する措置児童(児童福祉法第27条第1項第3号に掲げる措置に係る児童をいう。)又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る療育手帳の交付に關する情報

(2) 児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に關する事務(同法第50条第6号及び第6号の3に係るものに限る。) 保護児童(児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設における保護を受ける児童をいう。)又は当該保護児童と同一の世帯に属する者に係る療育手帳の交付に關する情報

(3) 児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に關する事務(同法第50条第7号及び第7号の2に係るものに限る。) 第1号に定める情報

第12条 条例別表第2の10の項に規定する規則で定める事務は、第5条第1号から第4号まで及び第7号から第12号までに掲げる事務とする。

第13条 第4章 雑則  
この規則に定めるもののほか、この規則の施行に關し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則  
この規則は、平成28年1月1日から施行する。